



峠のふくろう通信

<http://www.e-fukurou.jp/>

ヒルトップ税理士法人

Tel: 03-3441-3041 Fax: 03-5421-7086

年年歳歳

ゆったりと散る銀杏並木の落葉を踏みしめつつも、いつのまにか夜の帳は刻一刻と早く舞い降りようになりました。眩いばかりのイルミネーションがあちらこちらの街角で色とりどりの輝きを競い合うのを目にすると、師走の到来を感じます。今まさに大詰めを迎えつつあるクリスマス商戦が終わりを告げる頃には、新たな年へ向けた希望を胸に穏やかな年の瀬を過ごせることを期待したいものです。

例年並みの12月13日には与党の税制改正大綱が決定され、平成20年度の税制改正の方向性が示されました。ただ、現在の「ねじれ国会」という状況の下での予断を許さない展開は、紆余曲折を経つつ来年3月末の法案成立まで続くのではないかと懸念されています。国民の目をくらますことなく、また国民の存在を見失うことのない責任ある議論が交わされることを望みたいところです。

今年の流行語大賞には「どげんかせんといかん（東国原英夫宮崎県知事）」と「ハニカミ王子（高校生ゴルファー石川遼選手の愛称）」とが輝いたそうです。これらの言葉が選ばれたのは、

消えた年金や食品偽装の問題を目の当たりにし、責任感と廉恥心の喪失を憂える人々の琴線に触れる一面もあったのではないかと思量しています。それどころか、見つめるべき対象を見誤った組織が受ける打撃は計り知れないということも、肝に銘じなければならぬと改めて思いました。

さて、去る11月6日に開催いたしました『ヒルトップセミナー2007「元気な会社にするために」』におきましては、お忙しい中70名近い方々



にご参加頂きまして誠にありがとうございました。皆様の悩みが少しでもほぐれ、より一層元気になっていただけましたら幸いです。一方、ヒルトップ税理士法人におきましても、元気な所員になって欲しいとの願

いから個々の能力向上に努めて参りました。その成果の一つとして11月には丸山義則と長瀬雄治が税理士登録をいたしました。10名の税理士を中心に、所員一同が誠意と熱意を心に抱き精進してまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

(杉山一紀)

写真：新宿NSビル

BS・PLから読み解くキャッシュフロー

損益計算書上では利益は出ているのに、なぜか資金繰りは苦しいという会社があるかもしれません。また、経営者であれば、損益計算書の利益よりも日々の資金繰りの方が一大関心事となります。

そこで今回は、損益計算書・貸借対照表からキャッシュフローを解説していきます。

1. 損益計算書に反映されないキャッシュフローの代表

● 資金が減少するもの

◀ 借入金の元金返済 ▶

元金の返済金は、会社から資金が減少しますが損益計算書では費用になりません。この場合、資金減少量の割りに費用になるのは利息部分のみなので、思ったよりも利益が出てしまうことになるのです。

利益があっても資金繰りが厳しい会社の大半は、借入返済負担が重い会社と言えます。

◀ 積立金 ▶

積立金も資金は減少しますが費用になりません。代表的なものに保険料の積立部分があります。従って、リスクヘッジ目的の保険加入であれば、資金繰りの厳しい会社は、最初は掛捨てタイプの保険の加入を検討されることが望ましいでしょう。

◀ 固定資産の購入 ▶

固定資産の購入も資金は減少しますが費用になりません。

○ 資金が増加するもの

◀ 減価償却費 ▶

減価償却を行うと資金が増加するの??と思われるかもしれませんが。その通りで、厳密には減価償却費は他の経費と違って、資金減少しないので、その分だけ会社に資金が残るのです。従って、設備投資目的の借入の場合、購入設備の減価償却費と借入金の元金返済が同額程度なら、資金繰りに問題が生じないと言えます。



具体例

貸借対照表

	前期末	当期末	増減		前期末	当期末	増減
現金	700	300	△ 400	借入金	1,000	500	△ 500
商品	200	400	200	資本金	1,000	1,300	300
積立金	100	200	100				
建物	1,000	900	△ 100				
計	2,000	1,800	△ 200	計	2,000	1,800	△ 200

損益計算書

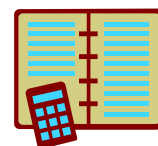
売上	1,000
売上原価	600
減価償却費	100
当期利益	300

具体例によれば、今期は 300 円の利益が上がっています。しかし、現金（資金）は 300 円増えているのでしょうか？ 現金勘定を見れば一目瞭然で 400 円減少しています。

原因を貸借対照表で紐解いていくと、資金減少を伴う商品在庫の増加・積立金の増加・借入金の減少、資金増加となる建物の減少（減価償却費）です。算式で示せば次のようになります。

利益	減価償却	商品の増加	積立金の増加	借入金の減少	現金の減少
300 円	+ 100 円	- 200 円	- 100 円	- 500 円	= ▲400 円

このように損益計算書に反映されないキャッシュフローについては、貸借対照表上の増減に反映されますので、両方合わせ読み解くことによりキャッシュフローが分かります。また、月次ごとにTKCよりご提供させていただいている『資金移動図表』でも、キャッシュフローが分かりますので、ご活用いただければと思います。



2. 応用により将来キャッシュフローを予測しよう

1. においては過去キャッシュフローの解読であり、経営者であれば過去よりも未来に興味があることと思います。これには資金繰り表を作成することが最も望ましい方法となりますが、損益予算を組んでいる企業であれば簡便的に将来キャッシュフローを予測することが可能です。前頁に掲げた借入金の返済等は予測可能なものが多く、毎月の予算利益に、これらを加減算することにより将来キャッシュフローを予測することが出来るのです。これには、損益予算を出来るだけ精密に作成することが必要になります。（こばやし）

ヒルトップセミナー2007 盛況のうちに終了す！

新体制の始動からはや1年が経過し、事務所も落ち着きを取り戻してまいりました。

そこで、日々の経営に携わる皆様が元気になっていただくためのきっかけづくりができれば、という目的でヒルトップ税理士法人としては初のセミナーを開催し、おかげさまで約 70 名の皆様にお越しいただき盛況のうち幕を閉じることができました。



準備期間はたった 2 ヶ月！という状況の中、通常であれば 6 ヶ月前に予約が必要となるセミナールームも奇跡的に予約することができたなど準備段階から追い風が吹いていたような気がします。

今回お越しいただいた方はもちろん、残念ながらお越しいただくことのできなかつた方々にとっても楽しみにしていただけるようなセミナーを今後も企画してまいりますのでご期待ください。

目指すは、毎年恒例のヒルトップセミナー…？

（おおくほ）

住民税の住宅ローン控除

～ 手続き編 ～

前号のふくろう通信で**住民税から住宅ローン控除できる場合がある**ことをご紹介しましたが、今回は実際の手続きについて、Q&A方式でお答えします。

住民税から住宅ローン控除ができる場合はあくまでも**税源移譲**の関係で所得税が減少し住民税が増加したため、結果として所得税から控除される住宅ローン控除額が減少した場合に限られます。

所得税から控除されていた控除額の一部が住民税から控除されるだけで、**控除額自体が増えるわけではありません**。

Q&A



Q：私はサラリーマンで給与以外に所得がなく、例年は年末調整で住宅ローン控除を受けていましたが、今年は所得税が少ないので住宅ローン控除額も減ってしまいました。住民税の住宅ローン控除を受けるにはどのような手続きが必要ですか。

A：住民税の住宅ローン控除を受けるためには毎年お住まいの市（区）町村へ申告をする必要があります。各市（区）町村等で用意されている申告書の用紙に必要事項を記入の上、給与所得の源泉徴収票を添付して、翌年1月4日から3月15日（平成20年は3月17日）までに、**各市（区）町村の住民税係等**へ提出してください。

Q：自営業を営んでおり、例年確定申告で所得税の住宅ローン控除を受けています。また、私の友人は会社役員なので年末調整で所得税の住宅ローン控除を受けていますが、賃貸不動産もあり毎年確定申告をしています。私たちの場合、住民税の住宅ローン控除を受けるために、所得税の確定申告以外に何か手続きが必要なのでしょうか。

A：例年通りの確定申告書の提出のほか、住民税の住宅ローン控除のための申告書を税務署に提出する必要があります。申告書の用紙につきましては各市（区）町村等で用意されているほか、税務署にも用意される見込みです。

Q：今年（平成19年）以後に居住開始した場合はどうなりますか？

A：平成19年・20年以後に居住開始した場合には、

- ・ 住民税からは住宅ローン控除ができません。
- ・ 所得税では、住宅ローンの控除できる期間を10年間のほか、控除率を調整した上で15年間を選択できます。



現行の法律のままですと平成21年以後居住開始した場合には、住宅ローン控除が無くなってしまいます。今後の改正動向に注意する必要があります。

（さとう）

従業員持株会とは

Í[W µ y wi #“ F6 ½œ Q` í [Wh á š Í œ´
ne Q# í [Wh £ S´ \ œ• \ S...y wa S\$. " ai Ü“ há
^ Fç UQ` > x SF#~ Ü“ a | á , S...Mbi ° a S\$~
Ü“ Fí [Wµ “ œá , S...b´ h , @ d ÔÝ ¶ » Fu Bf † x S\$

p ^ â s p & æ - û D ñ é °

Í[Wµ “ i # í [Wh # ~ ĩ # Ef GO † Y... Â½¥ œxb { # m ed
] ` á š œÜ , Qx S\$ í] ` # í [Wi » 2 hd > ä ¥ ... Â h \ y´ ge , „ Ý
f TÝ f Th @ [e £ S´ \ œÖ @ Mb Fa Gx S\$

x Y # “ i í [Wh ... Â e Ñ Q` 6 ½œ S... Mb Fa Gx S\$ Mh 6 ½b
•³ ½e ,] ` i ... Â w´ „ F > ´ | §½ wh { € e D > ` Gd ø — bd „ x S\$
ÿ Ä Ú ° ä ` & „ p ú Á ø Ú ù * ô ø Ô Ö ~ Ý ú 7 Z ú ú á ö p - | D | O , _ ú °

Í[WF á š œj ¥ S † j # á T b “ h [Be i J œµ ^ , @ ed „ #¹ £ 0
• F î x ... | h b é % 0 † x S\$

x Y # ¶ 3 h´ J a í [WF á š œµ ^ M b a # š 3 b > @ Gd ¼ s e
3 K ` h — æ @ æ¹ — É F I M b F² Ç a Gx S\$

3 • S • Ä Ú / p A ĩ a • ø ç ö ý ! Ü Ö é °

[BF = d ~ Ü “ h Ö M š h ´ m œ• ë ½ ë z
w F j ¥ Q` > ... Ü * e i # á š h À H 7 Ä ¥ F î l d „ #
• ë ½ ë z w F b l d] Y { h À H h ç ” F m • ed ... 3
e < „ x S\$ ~ Ü “ h š i > Ü i F d > h a² ç e ó a G
x U • Q # x Y # z w h i ¶ E f Ó ç a G ... p œ ^ K d > b´ ne ó a G x U • \$
W Ma # í [Wµ “ œ* t Q` # • ë ½ ë z w h z w e ½ œ F d > / œ í [
Wµ “ e ó Q x S\$ í [Wµ “ F š œ² > ... Ü * e i # •³ † Ä ¥ b > @
§ > Ä ¥ a š œ² > ... Mb Fa G ... ha # í [Wµ “ i
š œ G K ~ S l d „ x S\$ x Y # À H 7 Ä ¥ h î > á
š œ• ë ½ ë z w F ó S ... M b e , „ # Ü ø h À H
h ç ” F l d ... M b e d „ x S\$

“ b í [Wµ “ h í F Ç S ... b “ j z F H I S ... ° ĩ F < „ x S\$ x Y #
• ë ½ ë z w F í [Wµ “ E f á š œ² > h S Ü * e i # ý € ¥ 7 Ä ¥ b > @ ĩ
> Ä ¥ a² > h O d K † j Ú # H h i ¶ F R S ... M b | < „ x S\$ í [Wµ “ há ,
e < Y] ` i k´ d Ý - ç e ^ > ` | u @ S ... Ü F < „ x S F # í [Wh - w ü R y w
h ç # • ë ½ ë z w h À H Ñ™ b >] Y Ô Ý ¶ » F < „ x S h a # M h , “ e í [
Wµ “ há , œ P ! O † ` y´ i > E F a Q • @ E ç 9 Ô Ô í Ç 9 Ö